１年単位の変形労働時間制に関する労使協定書

　事業主　　　　　　　　と労働者代表　　　　　　　　は、１年単位の変形労働時間制に関し、次のとおり協定する。

第１条　　　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までの１年間の所定労働時間は、就業規則第　　条の規定に基づき、本協定で定める１年単位の変形労働時間制によるものとし、１年間を平均し、１週４０時間以内とする。

第２条　　　始・終業時刻および休憩時間は次のとおりとする。

　　　　　始業時刻　　　　時　　分　　～　　　　時　　分

　　　　　終業時刻　　　　時　　分　　～　　　　時　　分

　　　　　休憩時間　　　　時　　分　　～　　　　時　　分

第３条　　　休日は別表のとおりとする。

第４条　　　特定期間は定めないものとする。

第５条　　　会社は業務の都合上やむを得ない事情がある場合には、所定労働時間を超え、または所定休日に労働を命ずることがある。

　　　　②　前項による労働については、就業規則（賃金規定）第　　条に基づき時間外割増賃金を支払う。

第６条　　　本協定による変形労働時間制は、次のいずれかに該当する従業員を除き、全従業員に適用する。

　　　　　ア　１８歳未満の年少者

　　　　　イ　妊娠中または産後１年を経過しない女性従業員のうち、本制度の適用免除を申し出た者

　　　　②　次の者については、本人の申し出により、業務の都合等事情を考慮したうえ、特別の配慮をする。

　　　　　ア　育児を行う者

　　　　　イ　老人等の介護を行なう者

　　　　　ウ　職業訓練または教育を受ける者

　　　　　エ　その他特別の配慮を要する者

第７条　　　変形期間の途中で採用された者、出向等で転入した者、退職する者等については、その者の実際に労働した期間を平均して１週あたり４０時間を超えた労働時間分について、労働基準法第３２条の４の２の規定に基づく割増賃金を支払う。

第８条　　　本協定の有効期間は、令和　　年　　月　　日までとする。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業主職氏名　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　労働者代表　　　　　　　　　　　　印